

放送法等改正に伴う対応について



【経緯】

- 2007年 12月 21日 放送法改正法案が参議院本会議で可決、成立
- 2008年 1月 18日 「放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備に関する意見募集」報道発表
- 2008年 4月 放送法等一部改正

本件改正にあたり、スカパー！が「有料放送管理事業者」に該当することを確認

「有料放送管理業務届出書」を総務大臣への届出、及び「放送法第52条の6の5に定められた業務の実施方針」（＝有料放送管理業務の実施方針）の策定と公表が必要となった

スカパー！は、放送法等改正に対応する形で「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」（＝プラットフォームガイドライン）を一部改定し、プラットフォームガイドラインをベースに有料放送管理業務の実施方針を策定・公表することとした

【有料放送管理業務届出書の届出と実施方針の策定及び公表について】

- 「有料放送管理業務届出書」を、6月 27日付で総務大臣に届出
- 「有料放送管理業務の実施方針」を策定し、6月 27日にスカパー！の企業情報Webサイト上 (<http://skycom.skyperfectv.co.jp/Default.aspx?ID=6>) でプレスリリースとともに公表
- 今後、「有料放送管理業務届出書」の記載事項に変更があった場合は、変更届を届け出る

【プラットフォームガイドラインの改定について】

- 2008年 7月 1日付けで、「第四版」として改定
(2008年1月31日のプラットフォームガイドラインに関する委員会にて報告した内容とほぼ同じ)

放送法等改正に伴う対応について



【「届出書」と「実施方針」の概要】

「有料放送管理業務届出書」

- ・放送法及び電気通信役務利用放送法に基づく、2種類の届出書を提出
- ・限定受信方式・・・スカパー方式、B-CAS方式
- ・有料放送管理業務に係る放送事業者の数・・・委託事業者:52社、衛星役務事業者:45社、有線役務事業者:1社

「有料放送管理業務の実施方針」

- ・プラットフォームガイドラインとほぼ同内容
 - <ガイドラインとの相違点>
 - 「はじめに」の削除
 - 「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」または「本ガイドライン」 「本実施方針」に変更
 - の3の(1)に、「本実施方針と内容を同じくする「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」の運用に関し、」を追加
 - の3の(2)、 の4の(2)に、「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドラインの運用に当たり、」を追加

【プラットフォームガイドライン改定の概要】

「はじめに」の1の15行目

「JSAT株式会社と経営統合を行うことあり、」を「JSAT株式会社と経営統合を行ったことあり、」に変更。

「はじめに」の1の17行目

「さらに、2008年6月には、放送法等における有料放送管理事業者になりました。」を追加。

の2の

「視聴者が有料放送サービスを購入しようとする場合には、当社は、その料金の諸手続きの手数料などサービスにかかわる料金を分かりやすく明示する。」を「視聴者が有料放送サービスを購入しようとする場合には、当社は、契約の相手方が衛星放送事業者であること及び有料放送サービスの料金の諸手続きの手数料などサービスにかかわる料金その他の提供条件を分かりやすく明示する。」に変更。